

平成26年7月9日太子町社協 ふれあいサロン活動研修会



つながり・見守る “ふれあいサロン”を目指して ～サロンを進めるポイント・社協の役割～

兵庫県社会福祉協議会
松本裕一

認め合い ともにつながり 支え合う みんなでつくる ひょうごの福祉

本日お話しさせていただくこと

- ◆「つながり」が必要とされている背景について
- ◆サロンが必要とされている背景
- ◆サロンを進めるポイントについて

現代は「ひとりでいられる」社会

- ◆人は、心理的に誰かとつながっていれば、一人でいること(孤独)にも耐えられる
- ◆しかし、つながりが切れた状態で一人でいること(孤立)には耐えられない



「孤立」と「孤独」はどう違う？

- ◆「孤独」は、一人でいる状態のこと
(外見的側面)
- ◆「孤立」は、つながりが切れている状態のこと
(心理的側面)
- ◆外見だけではなく、心理的な状態についても
重ねて見る必要がある

身の回りで実感する変化

◆個人の価値観、ライフスタイル
の変化

総世帯数の
30%以上

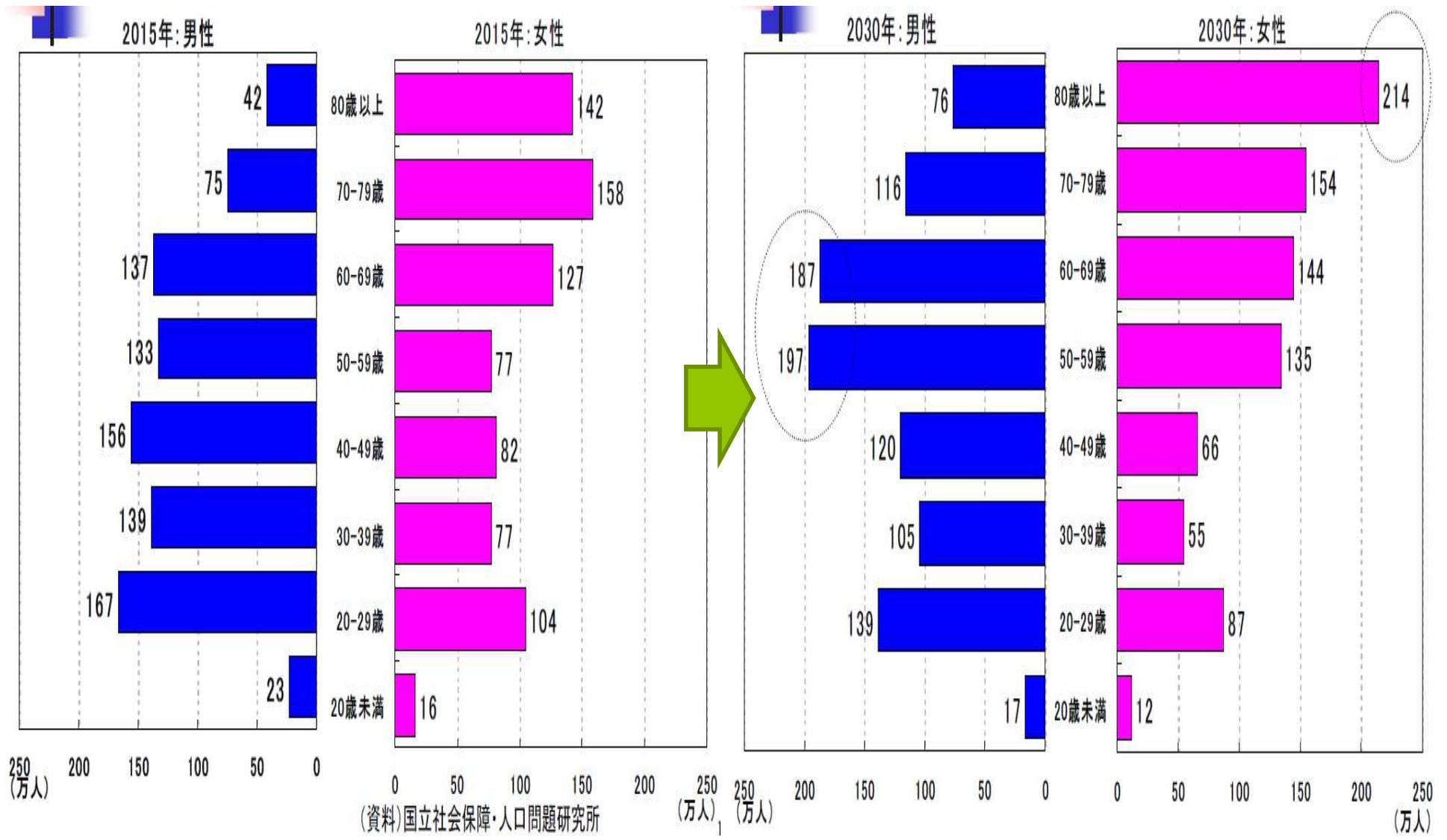
◆単身世帯の増加

◆雇用環境の変化

◆家族・地域・職場の互助機能
の低下

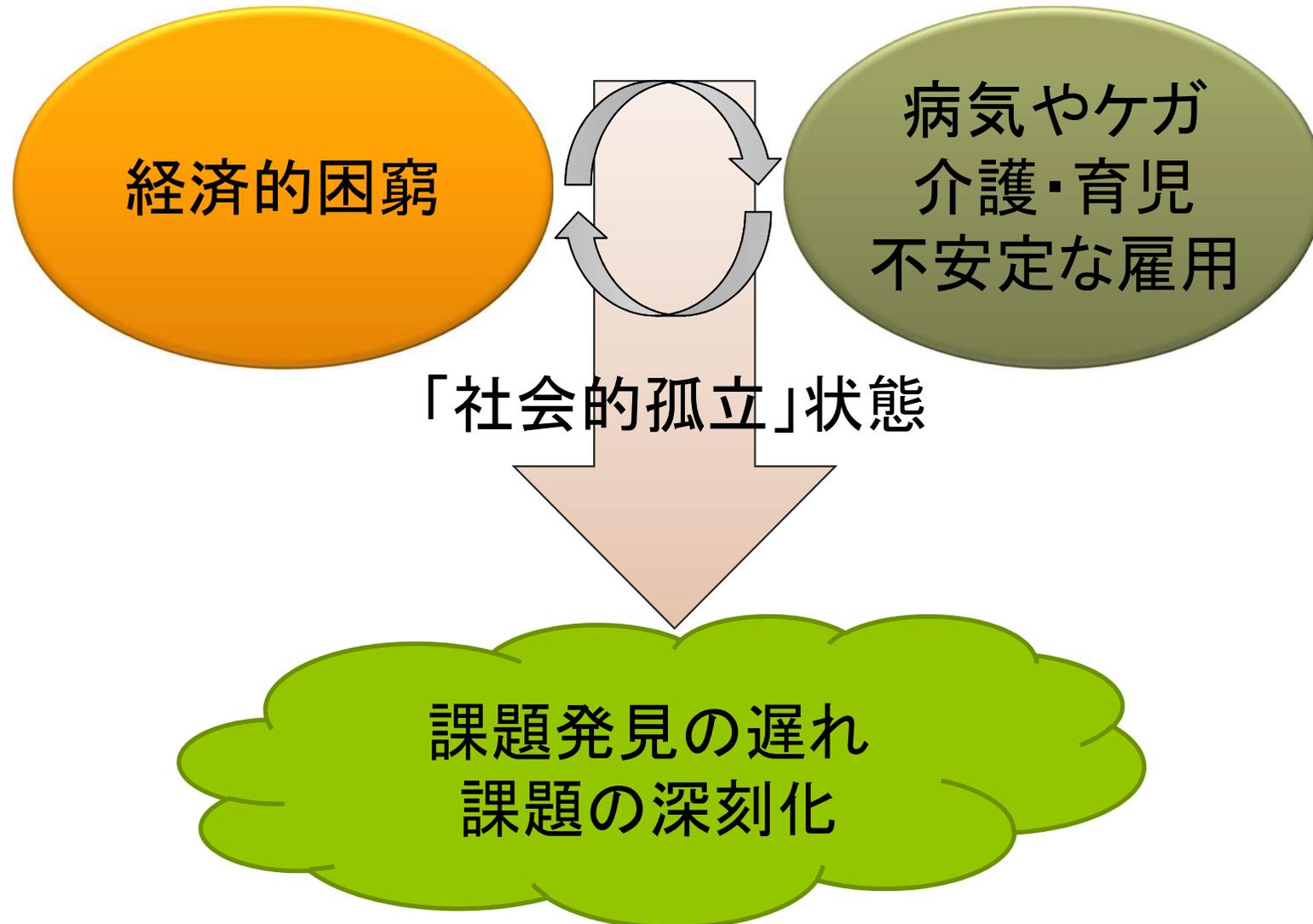
社会構造の変化

単身世帯年齢階層の推移



みずほ情報総研(株)『単身急増社会の衝撃』2011研究資料より抜粋

生活課題は連鎖する



社会構造の変化に伴う 現代社会の課題

- ◆ 課題の複合化
- ◆ 誰もが陥る可能性
- ◆ 課題の連鎖

「社会的孤立」や
排除が強いものほど
制度から漏れやすい、
発生している問題が
見えにくい

発見機能や問題解決機能を向上させること
⇒ つながりの再構築が必要

ふれあいサロンが注目されている理由

◆楽しみながら健康維持ができる

→健康や栄養などを意識して“介護予防”に

◆地域とつながることで心と生活に張りが持てる

→生きる意欲を向上し、閉じこもり防止に

◆同じ悩みを持つ人の情報交換、助言を得られる

→ちょっとした困りごとや悩みの解決の糸口に

◆サロンを通じて地域とのつながりが生まれる

→地域での支え合いネットワーク・見守りに

あるサロンメンバーの打合せ(事例)

ある地区のサロン運営に関わっているメンバーが集まって、高齢者が参加しているサロンについて話し合っています。どうやら、欠席者が相次いでいるようです。

あるサロンメンバーの打合せ(事例)

サロン運営のメンバーAさんから、「最近、サロンの欠席が多いなあ。昨日も、太郎さん、来るっていていたのに欠席して、連絡もないし。勝手やなあ」という意見が出ました。他のメンバーも「そうや、せっかく用意もしているのに・・・」と同調しています。

すると、メンバーのBさんが、「そういえば、太郎さん、最近、体の調子がよくないって言ってたらしいわよ。サロンに来ている花子さんから聞いたわ。よく散歩もしていたらしいけど、それも見かけないって。花子さん、太郎さん家の近くだから。確か一人暮らしだったはず」と話しました。

あるサロンメンバーの打合せ(事例)

続き

さらに、別のメンバーCさんから、「私、以前、民生委員をしていた時に関わっていた一人暮らしの高齢者が、自宅で亡くなっていたことがあって。その方もサロンに来なくなって、その後、市役所からの連絡で、亡くなったことが分かって」と心配そうに切り出しました。

その後、メンバーが太郎さん宅を訪問したところ、体調を崩して寝込んでいたとのこと。遠方の家族やケアマネジャーに連絡を取り、幸い事なきを得ました。

これを機に、サロンのメンバーは、サロンを休んだ人に安否確認の声掛けをすることにしました。

話し合ってみましょう ～事例から見える大切な要素～

話し合っていた際の着眼点

◆花子さんは、なぜ、太郎さんのことを日頃気にかけていたのか。

◆メンバーのBさんが、なぜ、花子さんから聞いた太郎さんのことを抱え込まずに済んだのか。

事例から見える大切な要素

- ◆ 支援が必要な人と他の参加者が日常的に見守る(気に掛ける)関係ができていること

→【社協の役割】交流が進むプログラム支援、環境づくり等

- ◆ 見守りが必要な情報の共有や対応の話し合いの機会があること

社協は「協議体」という特性を持つ組織

→【社協の役割】話し合いの機会づくり、協議のサポート、困難事例への支援体制づくり等

太子町は8割の自治会で実施！

- ◆ 交流・居場所となる身近な「サロン」があること

→【社協の役割】サロンの立ち上げ支援、活動継続の支援、出前講座等

ふれあいサロンについて知ろう

“ふれあいサロン”のはじまり

- ◆名称 「ふれあい・いきいきサロン」
 - ・平成6年に全社協が提唱した名前
(ここでは「ふれあいサロン」という)
- ◆それ以前から、ふれあい交流会として
 - ・ひとり暮らし高齢者の集い
 - ・託老所・ミニデイサービス
 - ・世代間交流・高齢者と子どもの集い 等が行われていた。

ふれあいサロンについて知ろう

ふれあいサロンの広がり(全国)

兵庫県内(神戸市除く)では
H24年度で2,645カ所

	H9	H12	H17	H21	H24
高齢者	3,159	12,669	32,522	43,714	49,838
精神障害者	43	52	119	153	117
知的障害者	—	—	90	161	132
身体障害者	—	—	214	225	146
子育て家庭	58	236	3,337	4,518	4,031
複合型	—	—	2,719	3,417	3,395
その他	99	215	495	445	1,340
合計	3,359	13,172	39,496	52,633	58,999

(全社協)社会福祉協議会活動実態調査(基本)調査より

ふれあいサロンについて知ろう

ふれあいサロンの特徴

◆対象はさまざま

- ・いちばん多いのは高齢者(8割)
- ・子育て・複合型が続く

◆活動内容もさまざま

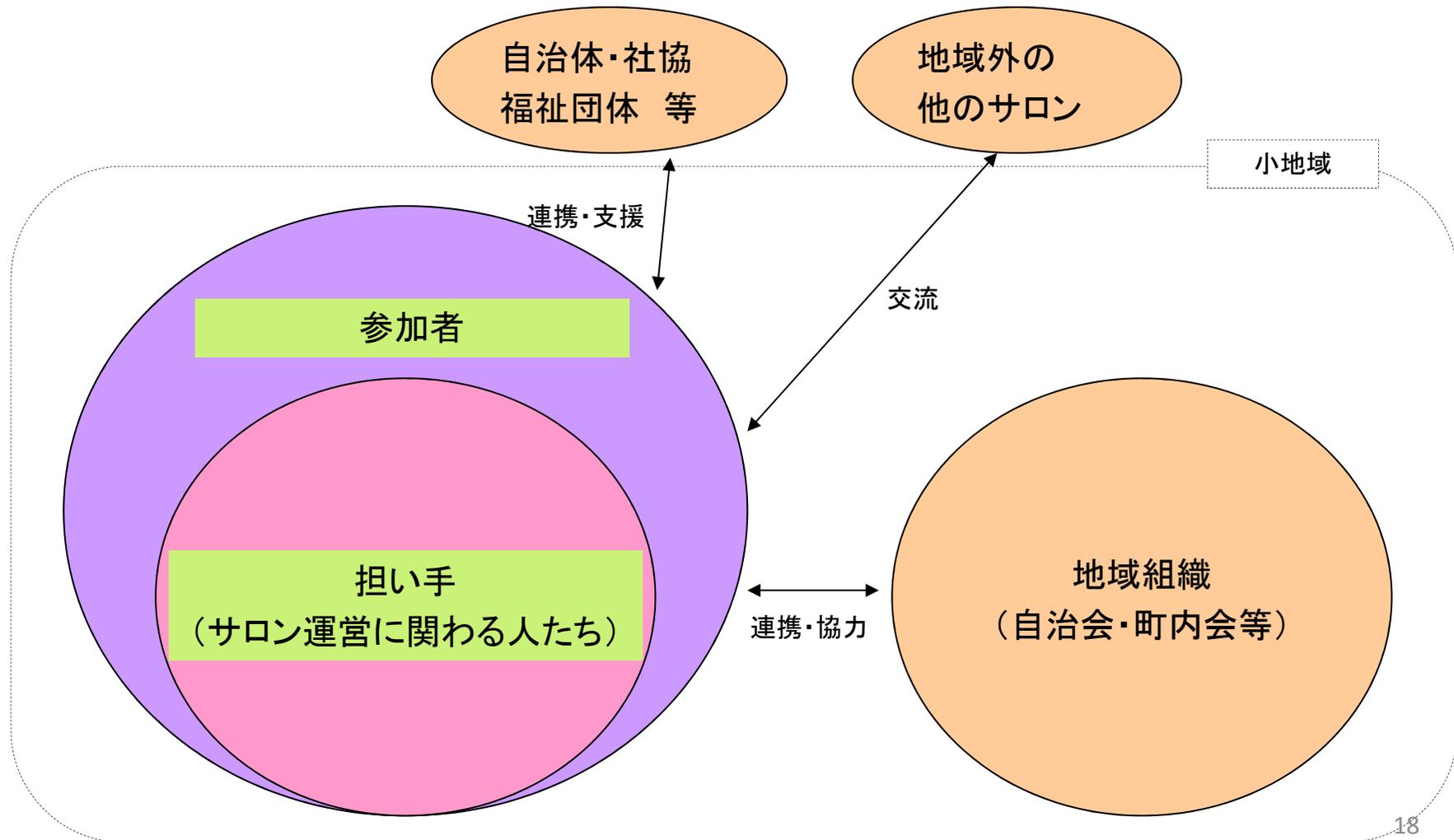
- ・お茶会・食事会・健康体操
- ・イベント・外出・世代間交流

◆つくり方もさまざま

- ・意図的にサロンをつくる
- ・誰か気になる人や中心人物を核に自然発生

ふれあいサロンについて知ろう

ふれあいサロンの仕組み(イメージ図)



サロンをよりよくするチェックポイント

- ◆孤立しやすい人を大切にしているか
→気になる人を誘う、参加しやすい環境・支援、参加しなくなった人のフォロー
- ◆参加者が「お客様」にならないようになっているか
→役割づくり(ちょっとした手伝いの依頼、得意なことの披露できる機会など)
- ◆形にこだわらないような工夫がされているか
→出入り自由、お茶やお菓子を楽しむ、懐かしの映画鑑賞
- ◆いろいろな人が参加しやすい工夫がされているか
→新しい人の勧誘(チラシ・会報)、多世代交流、男性も参加しやすい内容
- ◆サロンをきっかけに近所同士で顔見知りになる関係づくりをしているか

これが一番大切です！ 19

サロンをみんなで運営するためのポイント

- ◆地域で幅広く協力者を募り、みんなで支える雰囲気づくりをしている
- ◆気になるケースへの支援や活動継続のための会議を開催している
- ◆サロンに参加するすべての人（活動者も）に感謝の気持ちを持っている

今後のサロンに求められること

◆サロン本来の目的である、住民相互の交流を深め、地域の結びつきをさらに強めていく

→地域で孤立した人へのアプローチ

→高齢者から子ども、障害のある人まで多種多様

→サロンは“地域の課題を見つける社会資源”

◆サロンをきっかけに地域の支え合い・助け合い活動を展開するしくみづくり

→地域ニーズの共有

→“集う場”・“交流する場”から見守り(生活支援)への展開

社協が目指すもの

- 社協とは
「社会福祉を協議する会」

「わがまちの」

「住民みんなで」

社協が生まれた歴史的経緯
民間の社会福祉の財源として生まれた「共同募金」運動（S22年）。
その集めたお金をどう使うか、住民みんなで話し合い、決める組織として誕生した（S26年）。

- ・社協が目指すもの

わがまちの“福祉”を住民みんなで話し合い、合意しながら、誰もが住みよい地域社会をつくること

社協はみなさんとともに、福祉のまちづくりを進めます

「寄り場・溜まり場・みんなの場！」の12のチェックポイント

- 1 閉じこもりがちの方や孤立しやすい方（ひとり暮らし高齢者・虚弱高齢者・子育て中の親子・障がいがある方など）のことを大切にしている場になっていますか。
- 2 参加者が「お客さま」にならないように、役割づくりを意識していますか。
★たとえば「座布団を用意する」「片づけをする」「お茶を入れ合う」など場づくりへの参加も「役割」づくりです。
- 3 自治会回覧やチラシの配布などでサロンの存在を広く知ってもらう工夫がありますか。
- 4 特に「気になる」お誘いしたい人に、声かけしたり、友人から誘ってもらったり、「参加してみたい！」と感じてもらえる工夫がありますか。
★チラシの手渡しやサロンでつくった物を手渡しなど、気持ちを伝えると効果的です！
- 5 体の不自由な方も参加しやすいように気をつけていますか。たとえば、会場内で快適に過ごせるよう気にかける・家の近くまで出迎える・移動手段を確保するなど。
- 6 参加しなくなった人や参加の回数が減った人、普段サロンに参加しないが気になる人などを見つけたときは、みんなで話し合っていますか。
★民生児童委員や地域の役員さんなどに相談するのもひとつの手です
- 7 みんなが気軽に参加しやすい範囲を“サロンにお誘いする範囲”としていますか。
- 8 「出入り自由、おいしいお茶とおしゃべりを楽しむ」「参加者が一緒になって歌や演芸を楽しむ」「心のこもった手づくりの食事をみんなで楽しむ」など、形にこだわらないのが「住民流」です。参加者の意見を取り入れる工夫を行っていますか。
- 9 身近な生活情報（行政などからの情報）をわかりやすく伝える工夫をしていますか。
★文書や広報だけでは必ずしも全員が理解できるわけではありません
- 10 「健康」は誰にとっても一番の関心事。気をつけたい病気の話や血圧チェック、体操など体のことを意識した工夫がありますか。
- 11 「赤ちゃんと高齢者との交流」は人気のプログラム。普段出会うことの少ない人同士がつながりあえる場づくりを意識していますか。
- 12 何よりも、サロンへの参加をきっかけに近所同士で顔見知りになれる関係づくりを意識していますか。これが大事です！

ひとりで抱えず、みんなで支える。サロン運営の9つのチェックポイント

- 1 地域で幅広く協力者を募り、みんなでサロンを支える雰囲気づくりをしていますか。
- 2 民生児童委員や地域の役員さんなどと常に連絡を取り合っていますか。
- 3 継続のために、定期的な運営会議（世話人同士の相談）を開催していますか。
- 4 運営費は参加者からの会費で賄える範囲となっていますか。
★他からの寄付金や協力金などを得るようにすると活動に広がり生まれやすくなりますよ！
- 5 もしものときのために「ボランティア保険」などの保険を活用していますか。
- 6 営利活動、宗教活動、政治活動とは切り離して活動するようにしていますか。
- 7 サロンで集めたお金やその使い道について、参加者に知らせる工夫をしていますか。
- 8 みんなで、住民が支え合う「豊かさ」や「力強さ」「大切さ」を分かち合っていますか。
- 9 サロンで参加するすべての人（活動者も含めて）に感謝の気持ちをもっていますか。

出典：『見守り活動サポートブック』（平成25年3月 兵庫県社協発行）より

社会福祉協議会のあゆみ

年代	福祉関係の主な動き・社会福祉協議会の動き
<p>第1期 1950～ 60年代</p> <p>地域組織化と社会運動の時代</p> <p><1960年の高齢化率 5.7%></p>	<p>1947 民間の社会福祉の財源づくりに生まれた「共同募金」</p> <p>1948 民生委員法制定・公布、即日施行、任期は3年（民生委員令廃止）</p> <p>1951 共同募金の配分先として、地域福祉を推進するための組織として生まれた「社会福祉協議会」</p> <p>1950年代後半～ 保健福祉地区組織活動、「蚊・ハエ撲滅運動」、兵庫県発祥「老人の日」制定運動</p> <p>1952 民生委員一人一世帯更生運動の全国的実践申し合わせを決議</p> <p>1955 世帯更生資金貸付制度創設（民生委員の低所得者対策活動の有用な資源となる）</p> <p>1962 「社会福祉協議会基本要項」の制定 ・社協活動の原則に“住民主体の原則”を掲げ、地域の組織化を積極的に導入した。</p> <p>1963 善意の日・善意銀行の提唱 現在のボランティアセンターの原型</p> <p>1968 民生委員・児童委員 「在宅寝たきり老人実態調査」を実施</p>
<p>2期 1970年代</p> <p>コミュニティ論と住民福祉活動</p> <p><1970年の高齢化率 7%超></p>	<p>・公害問題に対する住民運動の興隆と社会運動</p> <p>1971 中社審答申「コミュニティ形成と社会福祉」 「福祉元年」といわれた。</p> <p>1971 兵庫県社協「第1次市町村社協発展計画」発表</p> <p>1973 年金スライド制の導入、老人医療費の無料化</p> <p>1973 民生委員・児童委員 孤独死老人ゼロ運動</p>
<p>第3期 1980年代</p> <p>在宅福祉サービスの興隆・事業体としての社協</p>	<p>1979 全社協 「在宅福祉サービスの戦略」を発表</p> <p>・県内各社協で在宅福祉サービスの開発が活発化（給食、入浴サービス等）、サービスの担い手はボランティアが中心（運動性を伴った活動となる）</p> <p>1981 国際障害者年（ノーマライゼーション思想の普及）</p> <p>1983 社会事業法一部改正（市町村社会福祉協議会の法制化）</p> <p>・市町村社協への在宅福祉サービス（ヘルプ事業等）の事業委託化が本格化する</p> <p>1985 民生委員・児童委員 在宅認知症高齢者の介護者実態調査</p> <p>1987 社会福祉士及び介護福祉士法（福祉専門職の国家資格制度の導入）</p>
<p>第4期 1990年代</p> <p>福祉の地方分権化と福祉改革準備時代</p>	<p>1989 政府 「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）を発表（在宅福祉サービスの量的拡大戦略）</p> <p>1990 福祉関係八法改正（①在宅福祉の法定化、②福祉サービスの市町村中心的運営、③保健、福祉等の総合的推進、④市町村に高齢者福祉計画の義務化）</p> <p>1994 政府 「今後の子育て支援のための施策の基本方向（エンゼルプラン）」を発表</p> <p>1995 阪神・淡路大震災</p> <p>・市民活動が活発化、社協の存在意義が問われ始める、災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げるようになる</p> <p>1995 政府 「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年計画」を発表</p> <p>1997 「児童福祉法」改正（保育所の措置から利用申請方式への転換） 「介護保険法」制定（社会福祉サービスの社会保険方式の導入）</p> <p>1998 「特定非営利活動促進法（NPO法）」</p>
<p>第5期 2000年代</p> <p>社会福祉改革期</p>	<p>2000 「介護保険制度」導入と「社会福祉法」施行（成年後見制度/権利擁護事業スタート）</p> <p>・介護保険制度や社会福祉法による福祉サービスの契約制度化と住民の福祉課題の変化</p> <p>2003～地域福祉計画の法制化</p> <p>・地方自治体による地域福祉への本格的な取り組み、社会福祉政策における地域福祉の主流化など</p> <p>～2005 市町合併と社協合併（三位一体改革など地方分権—地方格差の時代）</p> <p>～2011 行政の財政再建 ・補助・委託の見直し→社協の運営費補助の見直し</p> <p>2011 東日本大震災</p> <p>2015 生活困窮者自立支援法施行 介護保険法改正</p>